

財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する方針

地方自治法第150条第1項の規定に基づき、不適切な事務の未然防止に取り組み、市民から信頼される行政運営を実現するため、福岡市における財務に関する事務等の適正な管理及び執行の確保に関する方針を次のとおり定めます。

なお、今後は、この方針に基づき、体制の整備・運用を行うことにより、全庁を挙げて事務の適正な執行を確保します。

1. 目的等

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務手順の明確化やICT¹など先進的な技術の活用などに取り組み、不適切な事務の未然防止に努め、効率的かつ効果的な業務の遂行を推進します。

(2) 報告の信頼性の確保

財務に関する事務等の適切な運用により、正確な情報の作成に努め、報告の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

法令等を遵守した適正な業務執行に努め、不適切な事務を把握した場合には、速やかにその対応策を検討・実施し、全庁的に再発防止を図ります。

(4) 資産の保全

市民の大切な資産である、市の保有資産の適正な管理等に努め、有効に利活用するとともに、その保全を図ります。

(5) 報告、公表

地方自治法第150条第4項及び第6項の規定に基づき、評価報告書を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出するとともに、これを公表します。

2. 対象とする事務

(1) 財務に関する事務

(2) その他市長が必要と認める事務

令和6年4月1日 **福岡市長 高島 宗一郎**

¹ ICT : [Information and Communication Technology] : 情報通信技術といい、情報・通信に関連する技術一般の総称。